別紙様式第一

［略］

（記入要領）

1～5　［略］

6　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

7～10　［略］

11　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「6　その他の事項」欄に記入すること。

12　［略］

［略］

別紙様式第二

［略］

（記入要領）

1・2　［略］

3　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

4～9　［略］

［略］

別紙様式第三

［略］

（記入要領）

1～3　［略］

4　「1　発行会社」欄中「(4)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10　［略］

［略］

別紙様式第四

［略］

（記入要領）

1　［略］

2　「1　支店等」欄中「(3)　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

別紙様式第一

［略］

（記入要領）

1～5　［略］

6　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

7～10　［略］

11　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「6　その他の事項」欄に記入すること。

12　［略］

［略］

別紙様式第二

［略］

（記入要領）

1・2　［略］

3　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

4～9　［略］

［略］

別紙様式第三

［略］

（記入要領）

1～3　［略］

4　「1　発行会社」欄中「(4)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10　［略］

［略］

別紙様式第四

［略］

（記入要領）

1　［略］

2　「1　支店等」欄中「(3)　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。